

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		健康被害の救済措置
根拠条例・規則等名		予防接種法
条 項		第 1 5 条 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局保健所感染症対策課 (048-840-2211)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由: 予防接種法に基づく定期の予防接種による健康被害にかかる給付については、当該定期予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合に、法の規定に基づき市町村長が健康被害に対する給付を行うものであるため)
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (理由: 当該定期予防接種と因果関係があると厚生労働大臣が認定した場合に救済措置を行う)
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日 設定 年 月 日 最終改正
備 考		